

山梨県公報

第二千五百三十八号

平成二十七年

八月二十七日

木曜日

目次

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	五八三
○保安林の指定施業要件の変更予定(二件)	五八三
○土地収用事業の認定	五八四
○道路の供用開始	五八五
○道路の区域変更	五八六
○建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任	五八六
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	五八六

告示

山梨県告示第二百七十七号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十七年山梨県告示第百八十七号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。

平成二十七年八月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定を解除する区域 中央市山之神字流通団地二千九百五十番六及び二千九百九十一番五の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第二百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年八月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、北杜市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう
に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年八月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。